

【JACDS 事務連絡No.20083】飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組についての続報  
(ポスターデータ配布)

正会員企業  
代表者様各位

日頃より協会活動に対するご理解ご支援を賜り誠にありがとうございます。

8月3日付の事務連絡No.20073においてご案内した、小売業界統一での自主適合宣言のポスターデータが届きましたのでご案内いたします。

会員企業の皆様におかれましては、すでに「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドラインに基づくチェックリスト」をもとに、改めて店舗での対策実施状況の確認を実施されているかと存じます。

店舗でのポスター掲示ならびに以下のアンケートへの回答をお願いいたします。  
このメールで直接返信下さい。

=====

1) 企業名

:

2) 回答時点でのドラッグストア営業店舗数

:

3) チェックリストの項目が順守できない(ポスターの店頭掲示ができない)店舗数

:

4) 順守できない理由(特殊な事情等)

:

=====

#### ■ポスター掲示にあたっての留意事項

- ・添付した縦型／横型のどちらかを掲示ください。印刷サイズと合わせて対応は一任します。
- ・添付した<JACDS 版小売業チェックリスト.docx>は掲示は不要ですが、お客様から問い合わせがあった際の回答用に店舗に備え付けておく等、適宜ご活用ください。
- ・都道府県など地方行政からのポスター掲示要請がある場合は両方を掲示をお願いします。

・ガイドライン記載事項におけるドラッグストア業界としての個別対応について

ガイドライン P10 には、

② 感染防止対策への理解促進

感染拡大を防止する観点から、以下の事項について、顧客に対し協力を呼び掛ける。

- ・発熱その他の感冒様症状を呈している場合には、入店を自粛すること。

との記載があります。

一方で、ガイドライン P3 には、

事業者がそれぞれの業態、店舗の規模や立地などの実情に応じて実施する際に参考とすべき取組を例示し、指針として示します。

これを受け、ドラッグストア業界の業態特性を踏まえた対応として、該当箇所を今回のチェックリストから削除しました。

都道府県等のガイドラインにおいて「入店自粛」の記載がある場合も、この考えた方を基本に対応をお願いいたします。

日本チェーンドラッグストア協会  
事務総長 田中 浩幸

\*\*\*\*\*

JACDS 日本チェーンドラッグストア協会 事務局  
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第 2 ビル 4 階  
[TEL:045-474-1311](tel:045-474-1311) FAX:045-474-2569 eMail:sec@jacds.gr.jp

\*\*\*\*\*